

県立長野図書館雑誌スポンサー実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立長野図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等の情報発信の場を提供するとともに、図書資料購入のための財源を確保し図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは、広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、県立長野図書館長（以下「館長」という。）は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架する。

- 2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、表面のカバーに雑誌スポンサー名を、裏面のカバーには雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。
- 3 スポンサー名及び広告の用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は別表第1に掲げるとおりとする。
- 4 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定する。
- 5 第2項に定める広告の表示のほか、雑誌スポンサーは、館長が指定する方法によりその事業に係る広告を行うことができる。

(雑誌スポンサーの対象者)

第4条 雑誌スポンサーの対象者は事業を行っている個人又は団体とし、次に掲げる者は、雑誌スポンサーの対象としない。なお、契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないものとして別に定めるもの

2 雑誌の発行人は、自社の雑誌のスポンサーになることができない。

（広告の内容）

第5条 広告の内容は、雑誌スポンサーが行っている事業に関するものに限り、かつ、図書館の公共性、品位及び信頼を損なうおそれがなく、県民に不利益を与えることがないものでなければならない。

2 広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、広告表示の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 図書館の運営に支障をきたすもの
- (4) 人権その他の者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 事実と異なるもの
- (8) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤解されるおそれのあるもの
- (9) 広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの
- (10) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
- (11) 個人の氏名を広告するもの
- (12) 不当な比較広告
- (13) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (14) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
- (15) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
- (16) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

（広告の表示期間）

第6条 広告表示期間は、原則4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、年度の途中で申込みを行い、館長の審査を受け承認された場合は承認された月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 広告表示期間満了の日までに、雑誌スポンサーまたは館長のいずれかの解約の意思表示がない場合は、4月1日を始期とする同一の内容の新たな契約（書面は省略）を締結するものとし、その後も同様とする。

3 広告の内容を変更したい場合は、掲出希望日の1カ月前までに原稿を館長に提出し、第8条に規定する審査を受けなければならない。

4 第3条第5項に定める広告の表示期間は館長が別に定める。

（雑誌スポンサーの募集）

第7条 雑誌スポンサーを希望する者は、館長が別に定める雑誌のリストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、「雑誌スポンサー申込書（様式第1号）」により館長に対して申込みを行うものとする。

2 同一年度でスポンサーとなることができる雑誌は、10誌を限度とする。

3 第1項に定める雑誌のリストのほか雑誌スポンサーの募集に必要な事項は、館長が別に定める。

（雑誌スポンサー及び広告内容の審査）

第8条 雑誌スポンサーの申込みを行った者は、掲載しようとする広告内容について予め館長と協議し、審査を受けなければならない。

2 館長は、雑誌スポンサーの選定と広告内容に関して審査を行い、その適否を決定する。

3 前項の審査は、第7条第3項に定める申込み期間中において申込みのあった順に行うものとし、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は申込み受け順に優先権を与え、郵送等により同着の場合は公開抽選で優先権を決定する。

4 館長は雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

（雑誌スポンサー審査会）

第9条 前条の審査を行うため、図書館に雑誌スポンサー審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会委員は、館長のほか図書館職員をもって充てる。

（雑誌スポンサーの決定）

第10条 館長は、第7条第1項による申込みがあったときは、第8条第2項の規定により審査会による審査を行い、審査結果を申込者に対して速やかに通知するものとする。

（契約）

第11条 前条の規定により通知を受け取った者は、速やかに「覚書（様式第2号）」を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第12条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌購入代金の支払い)

第13条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、館長が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。

2 支払いは、毎年度一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に清算を行う。

3 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。

4 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

第14条 スポンサー誌は、図書館に帰属するものとする。

(雑誌スポンサーの取り消し)

第15条 館長は、雑誌スポンサーが次のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 覚書の締結内容を遵守していないことが判明したとき。
- (2) 購読料を、納入業者が指定する期日までに納付しないとき。
- (3) 第4条の基準に適合しないことが判明したとき。
- (4) 第8条第4項に規定する広告内容の修正を行わないとき。
- (5) その他雑誌スポンサーとして適切でないと館長が判断したとき。

附 則

この要綱は、平成23年12月21日から施行する。

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。